

都市整備委員会資料

都市建設局・交通局

令和5年6月5日

目 次

都市建設局 各区役所区民部土木センター含む

<u>組織図</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
<u>執行部名簿</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
<u>事務分掌</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
<u>事業概要</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

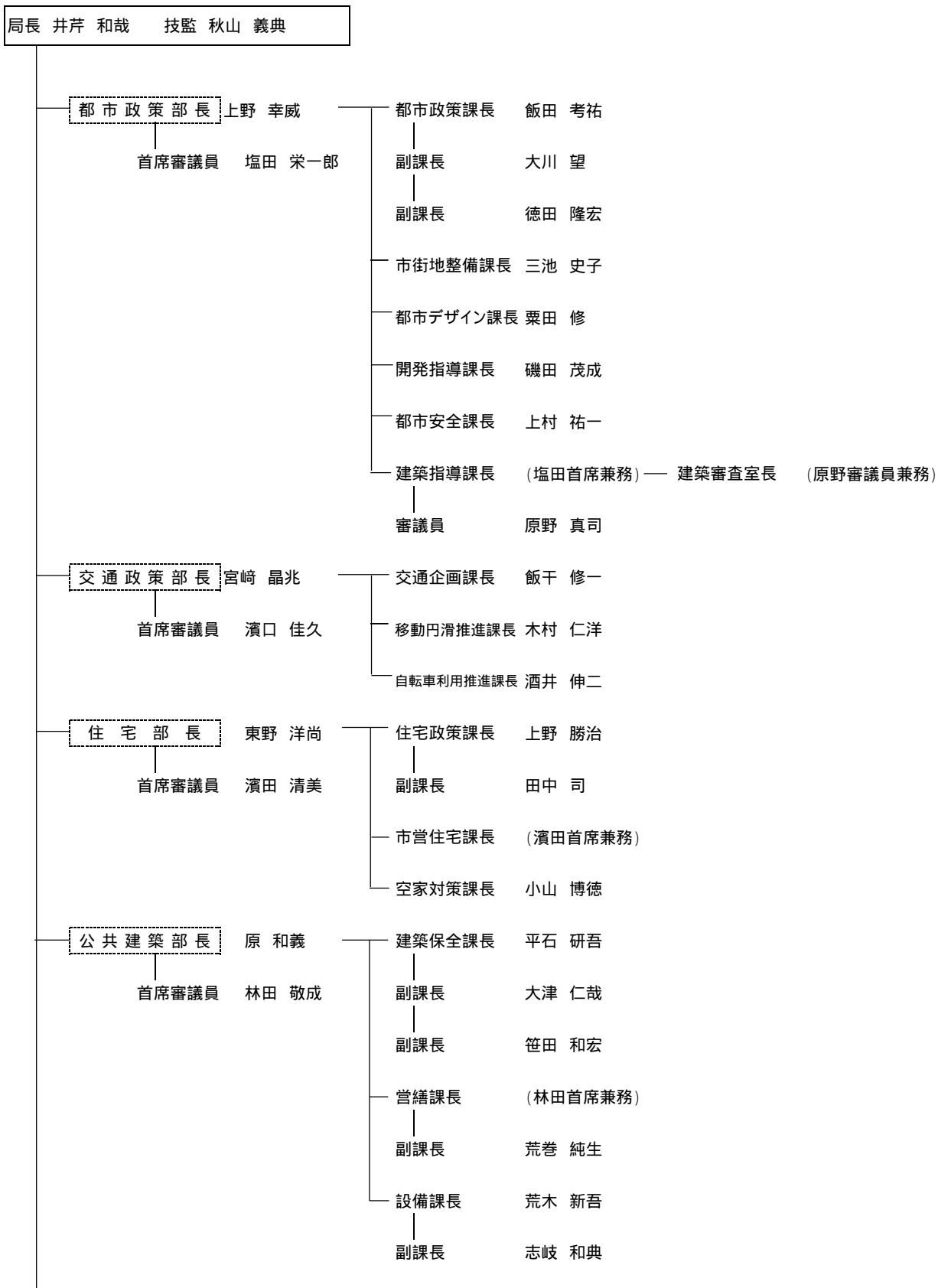
交 通 局

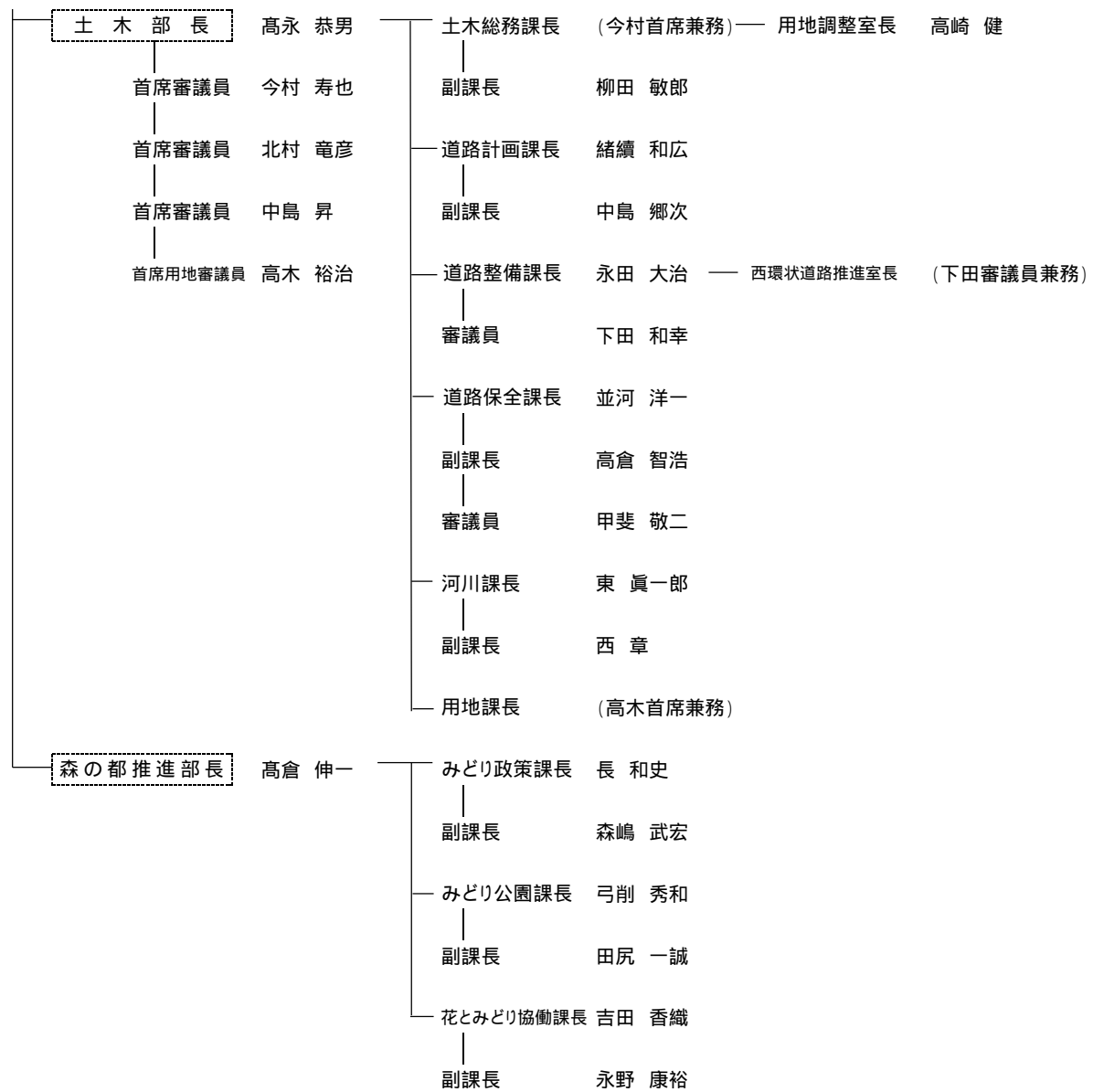
<u>組織図</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27
<u>執行部名簿</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28
<u>事務分掌</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29
<u>事業概要</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31

都市建設局

都市建設局組織図(室長職以上) 6部 24課 3室

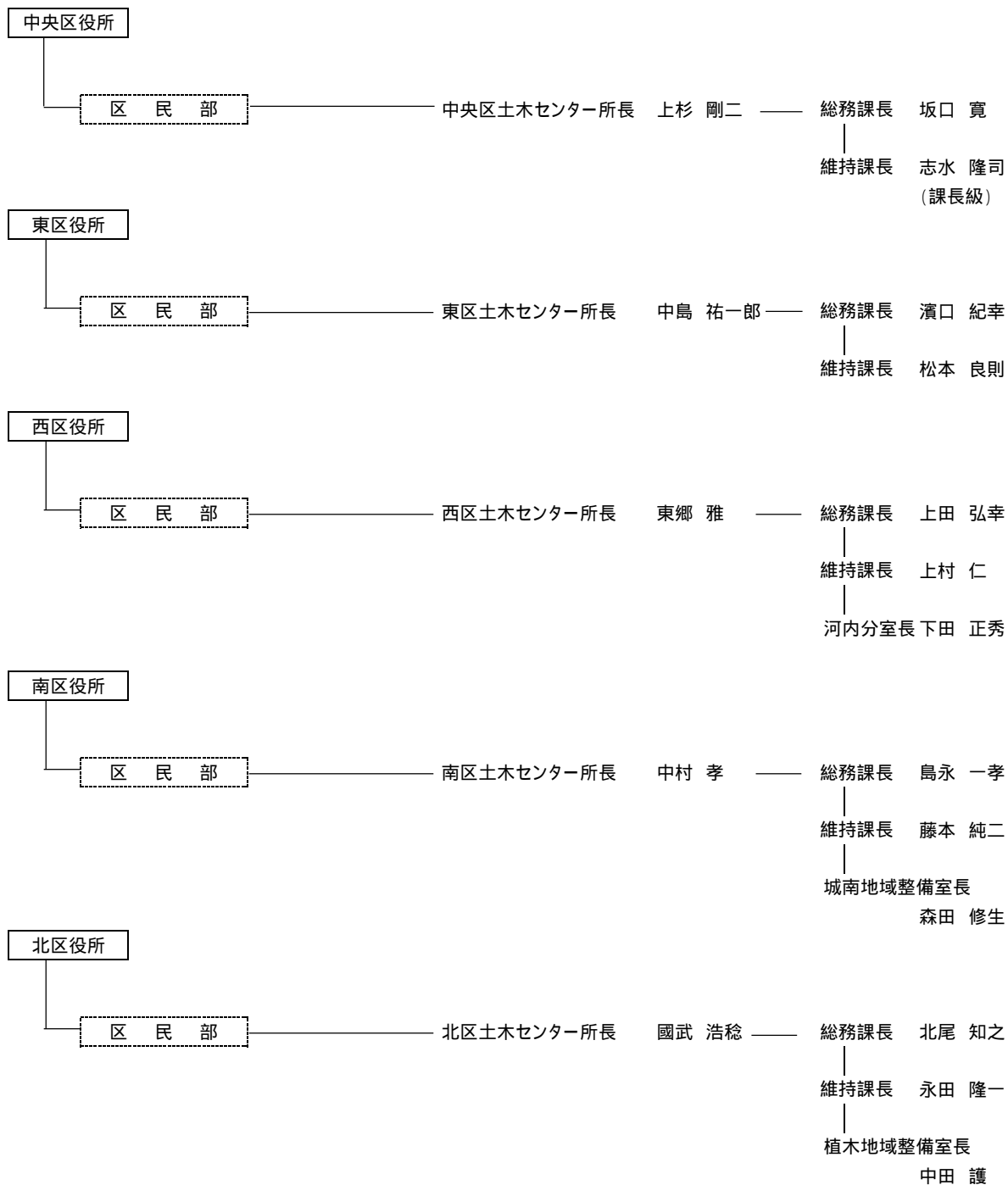
令和5年(2023年)4月





各区役所組織図(各区土木センター部分抜粋)5課 13室

令和5年(2023年)4月



都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（ 7 1 名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
局長級	1	都市建設局長	井芹 和哉	イセリ カズヤ
	2	都市建設局 技監	秋山 義典	アキヤマ ヨシノリ
部長級	3	都市政策部長	上野 幸威	ウエノ コウイ
	4	交通政策部長	宮崎 晶兆	ミヤザキ アキヨシ
	5	住宅部長	東野 洋尚	トウヤ ヒロタカ
	6	公共建築部長	原 和義	ハラ カズヨシ
	7	土木部長	高永 恭男	タカナガ ヤスオ
	8	森の都推進部長	高倉 伸一	タカクラ シンイチ
	9	都市政策部首席審議員	塩田 栄一郎	シオタ エイイチロウ
	10	交通政策部首席審議員	濱口 佳久	ハマグチ ヨシヒサ
	11	住宅部首席審議員	濱田 清美	ハマダ キヨミ
	12	公共建築部首席審議員	林田 敬成	ハヤシダ ヨシナリ
	13	土木部首席審議員	今村 寿也	イマムラ トシヤ
	14	土木部首席審議員	北村 竜彦	キタムラ タツヒコ
	15	土木部首席審議員	中島 昇	ナカシマ ノボル
	16	土木部首席用地審議員	高木 裕治	タカキ ユウジ

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（ 7 1 名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	17	都市政策課長	飯田 考祐	イイダ コウスケ
	18	都市政策課 副課長	大川 望	オオカワ ノゾム
	19	都市政策課 副課長	徳田 隆宏	トクダ タカヒロ
	20	市街地整備課長	三池 史子	ミイケ フミコ
	21	都市デザイン課長	栗田 修	アワタ オサム
	22	開発指導課長	磯田 茂成	イソダ シゲナリ
	23	都市安全課長	上村 祐一	ウエムラ ユウイチ
	24	建築指導課長	（塩田首席兼務）	
	25	建築指導課 審議員	原野 真司	ハラノ シンジ
	26	建築指導課 建築審査室長	（原野審議員兼務）	
	27	交通企画課長	飯干 修一	イイホシ シュウイチ
	28	移動円滑推進課長	木村 仁洋	キムラ マサヒロ
	29	自転車利用推進課長	酒井 伸二	サカイ シンジ
	30	住宅政策課長	上野 勝治	ウエノ ショウジ
	31	住宅政策課 副課長	田中 司	タナカ ツカサ
	32	市営住宅課長	（濱田首席兼務）	
	33	空家対策課長	小山 博徳	オヤマ ヒロノリ

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（ 7 1 名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	34	建築保全課長	平石 研吾	ヒライシ ケンゴ
	35	建築保全課 副課長	大津 仁哉	オオツ マサヤ
	36	建築保全課 副課長	笹田 和宏	ササダ カズヒロ
	37	営繕課長	（林田首席兼務）	
	38	営繕課 副課長	荒巻 純生	アラマキ スミオ
	39	設備課長	荒木 新吾	アラキ シンゴ
	40	設備課 副課長	志岐 和典	シキ カズミチ
	41	土木総務課長	（今村首席兼務）	
	42	土木総務課 副課長	柳田 敏郎	ヤナギダ トシロウ
	43	土木総務課 用地調整室長	高崎 健	タカサキ タケシ
	44	道路計画課長	緒續 和広	オツヅキ カズヒロ
	45	道路計画課 副課長	中島 郷次	ナカシマ キョウジ
	46	道路整備課長	永田 大治	ナガタ タイジ
	47	道路整備課 審議員	下田 和幸	シモダ カズユキ
	48	道路整備課 西環状道路推進室長	（下田審議員兼務）	
	49	道路保全課長	並河 洋一	ナミカワ ヨウイチ
	50	道路保全課 副課長	高倉 智浩	タカクラ トモヒロ

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（ 7 1 名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	51	道路保全課 審議員	甲斐 敬二	カイ ケイジ
	52	河川課長	東 眞一郎	ヒガシ シンイチロウ
	53	河川課 副課長	西 章	ニシ アキラ
	54	用地課長	（高木首席兼務）	
	55	みどり政策課長	長 和史	チョウ カズフミ
	56	みどり政策課 副課長	森嶋 武宏	モリシマ タケヒロ
	57	みどり公園課長	弓削 秀和	ユゲ ヒデカズ
	58	みどり公園課 副課長	田尻 一誠	タジリ イツセイ
	59	花とみどり協働課長	吉田 香織	ヨシダ カオリ
	60	花とみどり協働課 副課長	永野 康裕	ナガノ ヤスヒロ
	61	中央区役所 区民部 中央区土木センター所長	上杉 剛二	ウエスギ コウジ
	62	中央区役所 区民部 中央区土木センター 総務課長	坂口 寛	サカグチ ヒロシ
	63	中央区役所 区民部 中央区土木センター 維持課長	志水 隆司	シミズ タカシ
	64	東区役所 区民部 東区土木センター所長	中島 祐一郎	ナカシマ ユウイチロウ
	65	東区役所 区民部 東区土木センター 総務課長	濱口 紀幸	ハマグチ ノリユキ
	66	東区役所 区民部 東区土木センター 維持課長	松本 良則	マツモト ヨシノリ
	67	西区役所 区民部 西区土木センター所長	東郷 雅	トウゴウ タダシ

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（ 7 1 名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	68	西区役所 区民部 西区土木センター 総務課長	上田 弘幸	ウエダ ヒロユキ
	69	西区役所 区民部 西区土木センター 維持課長	上村 仁	ウエムラ ヒトシ
	70	西区役所 区民部 西区土木センター 河内分室長	下田 正秀	シモダ マサヒデ
	71	南区役所 区民部 南区土木センター所長	中村 孝	ナカムラ タカシ
	72	南区役所 区民部 南区土木センター 総務課長	島永 一孝	シマナガ カズタカ
	73	南区役所 区民部 南区土木センター 維持課長	藤本 純二	フジモト ジュンジ
	74	南区役所 区民部 南区土木センター 城南地域整備室長	森田 修生	モリタ ノブオ
	75	北区役所 区民部 北区土木センター所長	國武 浩稔	クニタケ ヒロトシ
	76	北区役所 区民部 北区土木センター 総務課長	北尾 知之	キタオ トモユキ
	77	北区役所 区民部 北区土木センター 維持課長	永田 隆一	ナガタ リュウイチ
	78	北区役所 区民部 北区土木センター 植木地域整備室長	中田 護	ナカタ マモル

(網掛け)：紹介のみ（ 2 8 名）

常任委員会説明者 4 3 名

令和5年度（2023年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織
下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
都市政策課 19 名	(1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (3) 局内事業の調整に関する事。 (4) 都市計画の策定及び調整に関する事。 (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する事。 (6) 土地利用計画に関する事。 (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る土地の譲渡予定価額審査事務に関する事。 (8) 都市計画審議会に関する事。 (9) 土地利用審査会に関する事。 (10) 都市マスタープラン策定委員会に関する事。 (11) 都市建設局指定管理者候補者選定委員会に関する事。 (12) 多核連携都市推進協議会に関する事。 (13) 課内及び開発指導課の庶務に関する事。
市街地整備課 27 名	(1) 中心市街地の活性化に係る総合的企画及び調整に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (2) 中心市街地の活性化に関する法律に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 市街地再開発事業等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 地域拠点における都市機能の維持及び確保に関する事。 (5) 土地区画整理事業に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (6) 桜町・花畑周辺地区及び熊本駅周辺地域の整備及び管理に関する事。 (7) 道路に係る占用、同意及び施工承認に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場の設置及び管理に係る届出等に関する事。 (9) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく特定路外駐車場の設置の届出等に関する事。 (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の設置の届出等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (11) 駐車場適正配置検討委員会に関する事。 (12) 熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議に関する事。 (13) 熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会に関する事。
都市デザイン課 13 名	(1) 景観整備に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 景観法（平成16年法律第110号）及び熊本市景観条例（平成21年条例第42号）に関する事。 (3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）に関する事。 (4) 景観審議会に関する事。 (5) 歴史まちづくり協議会に関する事。 (6) 保存建築物選定委員会に関する事。
開発指導課 9 名	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の規制に関する事。 (2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制に関する事。 (3) 開発審査会に関する事。
都市安全課 15 名	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 宅地液状化防止事業その他液状化対策事業に関する事。 (4) 液状化対策技術検討委員会に関する事。

令和5年度（2023年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織

下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
建築指導課 17 名	(1) 建築行政の企画、調整及び指導に関すること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関すること。 (3) 建築行政に関連する諸証明に関すること。 (4) 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る優良宅地及び優良住宅並びに特定住宅用地の認定事務に関すること。 (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等に関すること（技術管理課の所管に属するものを除く。）。 (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づく除却の必要性のあるマンションの認定及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例の許可に関すること。 (7) 建築審査室（室）に関すること。 (8) 建築審査会に関すること。
建築審査室（室） 15 名	(1) 建築基準法に基づく確認、検査等に関すること。 (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。 (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。 (4) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）に関すること。 (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。 (6) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく建築物環境配慮制度に関すること。 (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。 (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。
交通企画課 17 名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 公共交通に係る総合的企画及び調整に関すること。 (3) 渋滞対策に係る総合的企画及び調整に関すること(他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 公共交通協議会に関すること。
移動円滑推進課 11 名	(1) 公共交通における移動の円滑化に関すること。 (2) 新たなモビリティサービスの推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 港湾の整備の促進に関すること。 (4) 熊本空港の利用の促進に関すること。 (5) 移動等円滑化推進協議会に関すること。
自転車利用推進課 15 名	(1) 自転車の利用推進に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2) 自転車の放置防止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 自転車走行空間の計画及び調整に関すること。 (4) 自転車駐車場に関すること。 (5) 自転車利用推進協議会に関すること。

令和5年度（2023年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織
下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
住宅政策課 22 名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 住宅政策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること（介護事業指導室の所管に属するものを除く。）。 (4) 建築物の安全に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5) 市営住宅等の計画策定に関すること。 (6) 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。 (7) マンションの適正な管理及び運営の促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8) 平成28年熊本地震により被災したマンションの建替え及び解体支援に関すること。 (9) 住宅審議会に関すること。 (10) 熊本市営住宅整備事業者選定審議会に関すること。 (11) 課内及び市営住宅課の庶務に関すること。
市営住宅課 22 名	(1) 市営住宅等の整備に関すること。 (2) 市営住宅等の入居、退去及び財産管理等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 市営住宅等の家賃及び駐車場使用料の徴収に関すること。 (4) 市営住宅等の維持補修に関すること。
空家対策課 9 名	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2) 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 熊本市空家等対策計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 空家等対策協議会に関すること。 (5) 特定空家等措置審議会に関すること。
建築保全課 24 名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 市有建築物の建築工事及び設備工事に係る調査、計画及び技術支援に関すること。 (3) 市有建築物に係る長寿命化の推進に関すること。 (4) 市有建築物に係る保守点検及び定期点検の実施及び技術支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5) 課内、営繕課及び設備課の庶務に関すること。
営繕課 20 名	(1) 建築工事及び設備工事の施工技術に係る総括及び調整に関すること。 (2) 建築工事及び設備工事の技術基準及び積算基準に関すること。 (3) 市有建築物に係る建築工事の施行及び技術支援に関すること。
設備課 23 名	(1) 市有建築物に係る設備工事の施行及び技術支援に関すること。 (2) 電気工作物保安規程に関すること。

令和5年度（2023年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織
下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
土木総務課 31 名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 土木関連事業の企画及び調整に関すること。 (3) 土木関連事業に係る連絡調整に関すること。 (4) 土木関連事業に係る予算の総括に関すること。 (5) 道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成16年条例第60号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）（農道を除く。）に係る財産管理の総括に関すること。 (6) 道路に係る認定、廃止、変更等の総括に関すること。 (7) 道路に係る占用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (8) 河川に係る占用、使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (9) 道路及び河川の占用許可の更新（2以上の土木センターの各所管区域において複数の許可を受けている者に係るものに限る。）に関すること。 (10) 法定外公共物（農道を除く。）に係る使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (11) 車両通行制限に関すること。 (12) 軌道法（大正10年法律第76号）に基づく認可等に関すること。 (13) 地籍調査に関すること。 (14) 用地調整室（室）に関すること。 (15) 課内、道路計画課、道路整備課、道路保全課、河川課及び用地課の庶務に関すること。
用地調整室 （室） 6 名	(1) 用地補償の指導、審査及び総合的調整に関すること。 (2) 損失補償基準に関すること。 (3) 財産の取得及び処分等に係る不動産等価格の審査等に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。 (5) 地価公示に関すること。 (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に関すること。 (7) 用地取得に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行に関すること。
道路計画課 13 名	(1) 道路、都市計画道路及び橋りょうの整備計画に関すること。 (2) 道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事の総括に関すること。 (3) 都市計画道路に係る建設の総括に関すること。 (4) 広域道路ネットワークに関すること。 (5) 熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会に関すること。
道路整備課 16 名	(1) 都市計画道路に係る建設に関すること。 (2) 道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事に関すること。 (3) 西環状道路推進室（室）に関すること。
西環状道路推進室（室） 11 名	(1) 熊本西環状道路の建設に関すること。
道路保全課 24 名	(1) 道路及び橋りょうに係る保全事業の総括に関すること。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。 (3) 道路及び橋りょうに係る長寿命化及び耐震化に関すること。 (4) 道路に係る環境整備に関すること。 (5) 自転車走行空間の整備に関すること。 (6) 道路の附属物の機能保全に関すること。 (7) 河川管理施設に係る設備の新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (8) 公共下水道の雨水事業に係る設備の維持管理に関すること。 (9) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の維持管理の総括に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

令和5年度（2023年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織
下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
河川課 15 名	(1) 治水対策の総合的計画及び調整に関する事。 (2) 浸水解消対策に関する事。 (3) 河川に係る改修に関する事。 (4) 河川に係る改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (5) 法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (6) 公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理の総括に関する事。 (7) 河川管理施設に係る建設に関する事。 (8) 河川管理施設に係る改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (9) 道路及び河川に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく国庫負担申請に関する事。 (10) 雨水浸透ます設置助成事業に関する事。 (11) 公有水面の埋立てに関する事（漁港を除く。）。 (12) 河川整備計画策定委員会に関する事。
用地課 20 名	(1) 公共事業の施行に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関する事。
みどり政策課 10 名	(1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 緑地の保全及び緑化の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (3) 公園に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (4) 街路樹に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (5) 林務の総括並びに森林整備に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (6) 街路樹再生計画、緑の基本計画、健全な森づくり推進計画その他緑又は公園に関する計画に関する事。 (7) 緑化の指導に関する事。 (8) 九州自然歩道利用拠点施設に関する事。 (9) 森林学習館に関する事。 (10) 水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会に関する事。 (11) 街路樹再生計画策定委員会に関する事。 (12) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関する事。 (13) 緑の基本計画推進委員会に関する事。 (14) 健全な森づくり推進協議会に関する事。 (15) ふるさとの森基金及び森づくり基金に関する事。
みどり公園課 14 名	(1) 公園に係る工事、管理、利活用等の総括に関する事。 (2) 水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する事。 (3) 保存樹木の指定及び保全に関する事。 (4) 街路樹の維持管理の総括及び植栽技術の育成に関する事。 (5) 森林の経営管理に関する事。 (6) 市有林等の整備管理に関する事。 (7) 立田山憩の森の管理及び運営に関する事。 (8) 雁回山遊歩道等の維持管理等に関する事。 (9) 香りの森の管理及び運営に関する事。 (10) スポーツ施設の高木管理に関する事。
花とみどり協働課 8 名	(1) 各種緑化助成に関する事。 (2) 緑化の啓発に関する事。 (3) くまもと花博に関する事。 (4) 花とみどりに関する各種協議会との連絡調整に関する事。 (5) 花とみどりに関するボランティア活動の支援に関する事。

熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）より都市建設局分を抜粋

令和5年度（2023年度）事務分掌（各区土木センター）

網掛 = 部相当組織

下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
各区土木センター 総務課 (各区土木センター室) 86 名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 土木センターの庶務に関すること。 (2) 土木センターの予算の総括に関すること。 (3) 道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成16年条例第60号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）（農道を除く。）に係る財産管理に関すること。 (4) 道路に係る認定、廃止、変更等に関すること。 (5) 道路に係る占用及び同意に関すること。 (6) 地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (7) 河川に係る占用、使用及び同意に関すること。 (8) 法定外公共物（農道を除く。）に係る使用及び同意に関すること。 (9) 道路、河川及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (10) 私道整備補助事業に関すること。 (11) 港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用及び使用に関すること（西区土木センターに限る。）。 (12) 土木センターの相談業務の総括に関すること。
各区土木センター 維持課 (各区土木センター室) 129 名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 道路及び橋りょうに係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 道路及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (4) 浸水解消対策に関すること。 (5) 河川及び河川管理施設に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (6) 法定外公共物である河川等に係る新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (7) 公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理に関すること。 (8) 公有水面に関すること。 (9) 河川に係る施工承認に関すること。 (10) 県との協定に基づき実施する県が管理する河川の清掃に関すること。 (11) 公園に係る建設、改良工事、維持管理及び利活用に関すること。 (12) 公園に係る財産管理に関すること。 (13) 公園に係る占用、使用及び同意に関すること。 (14) 公園愛護会に関すること。 (15) 水前寺江津湖公園に関すること（東区土木センターに限る。）。 (16) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の維持管理に関すること。
河内分室 (西区土木センター室) 5 名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 市道及び法定外公共物（農道及び河川等を除く。）に係る施工承認に関すること。
城南地域整備室 (南区土木センター室) 5 名	次の事務で旧下益城郡城南町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。
植木地域整備室 (北区土木センター室) 14 名	次の事務で旧鹿本郡植木町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。

熊本市区役所等事務分掌規則（平成24年規則第2号）より各区土木センター分を抜粋

事業名	事業概要
令和５年度（２０２３年度）重点事業	
（都市政策関係） 都市計画推進事業	○都市マスタープランの見直しに向けた検討 本市の都市計画分野の長期的な方向性を示す「熊本市都市マスタープラン」の R7 年度の見直しに向け、本年度は土地利用方針検討委員会において、本市の目指す都市構造はもとより、産業用地の確保や災害リスクに対応したメリハリのある土地利用方針について検討する。 ○立地適正化計画の評価・検討 平成 28 年 4 月に策定した「熊本市立地適正化計画」について、評価年である本年度は、都市機能や住宅の立地動向、住民意向等に関する調査・分析を行い、目標値の達成状況の評価や課題の解決策等について検討を行う。 ○都市交通マスタープランの見直しに向けた調査 熊本都市圏における都市交通の将来ビジョン「熊本都市圏都市交通マスタープラン」の見直しに向け、県市合同で総合都市交通体系調査を実施する。 本年度は、交通に関する実態調査（パーソントリップ調査）や現況の交通分析・将来の交通需要予測を行い、将来ビジョンや施策展開の方向性等について検討を進める。 ○土地区画整理事業の推進 富合町中心市街地土地区画整理事業の推進を図るため、技術的援助等を行う。
中心市街地活性化推進事業	○まちなかウォークブル事業の推進 花畑広場や、熊本駅白川口駅前広場を起点に、まちなか全体の回遊性を向上させ、昼も夜も歩いて楽しめる、人中心の魅力的な都市空間を創出するため、歩行空間の整備・デザインや利活用の検討を行う。 ○熊本駅新幹線口駅前広場交通対策事業の推進 熊本駅新幹線口駅前広場の渋滞を解消し、利便性・安全性を向上させるため、広場の全面的な施設再配分・空間再配分の検討を行う。

地域の特性を活かしたまちづくり推進事業	○地域拠点におけるまちづくりの推進 本市が目指す都市構造である多核連携都市の実現に向け、地域生活圏の核となる15箇所の地域拠点において、地域への課題の聞き取りやワークショップを通じ、地域の特性を活かした、地域主体のまちづくりの実現に向けた機運醸成や施策の検討などを行う。
都市デザイン推進事業	○まちなか再生・防災力向上支援 老朽建築物の建替え促進に向けて、容積率割増や財政支援制度等を行うまちなか再生プロジェクトを推進する。 ○歴史まちづくり くまもと歴史まちづくり計画に基づき、歴史的に価値の高い建造物の保存、活用や、これらと一体となった良好な市街地環境形成を促進する。
景観形成推進事業	○景観計画改定 景観審議会のもとに景観計画改定専門部会を設置し、専門的、集中的に議論を進めており、議会、市民、景観審議会等の意見を聴きながら本年度改定を行う。 ○夜間景観形成 光のマスタープラン推進のため、市内各地で地域主体の実証実験等を通して、夜間景観に対する市民意識の向上を図る。 ○未申請屋外広告物の申請適正化 民間と連携した未申請広告物の申請誘導や啓発等を行い申請適正化を図るとともに、屋外広告物の景観向上や公衆への危害防止を図る。
【復旧・復興】 宅地耐震化推進事業	○熊本地震により、民間宅地において液状化が発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの甚大な被害が生じた。引き続き、公共施設と一体的な宅地の復旧等の宅地液状化防止対策を実施して行く。 ・宅地液状化防止事業（近見地区）

盛土対策事業	○令和５年５月２６日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称“盛土規制法”）」が施行。 盛土等に伴う災害から市民の生命・身体を守る新法「盛土規制法」を令和７年度から本格運用するため新たな規制区域の指定及び関係課含む庁内の体制づくりの検討を行う。
良好な居住環境への誘導事業	○中高層建築物の建築に関する指導促進 近隣住民と建築主等との相互理解を図るための中高層指導要綱は他都市の状況等を検証し、互いの理解が深まる有効なものとなるよう見直しの検討に取り組む。 ○道路後退部分の寄付促進 通行及び避難の安全、災害時等の緊急車両の活動等を目的として、幅員４ｍ未満の道路に接して建築する際は中心後退による道路拡幅を指導してきたところ。今後も中心後退がより確実に実行されることを目的として、建築主に寄付について意思確認を促進する。
（交通政策関係） 公共交通の再構築事業	○厳しい経営環境にある公共交通を、将来に渡り持続安定的な公共交通に再構築することを目的として、バス事業者・タクシー事業者・県・市からなる「熊本地域公共交通の再構築検討会」を設置し、官民連携で熊本地域の公共交通のあり方について検討を行う。
公共交通利用促進事業	○「バス・電車無料の日」を実施することにより、市民が公共交通を利用する“きっかけ”をつくるとともに、自動車から公共交通への転換による渋滞緩和、更には、外出機会の創出による市域の賑わいなど多面的な効果を図る。 ○バス停近隣のコンビニ等を活用するバスの待合環境改善（「バス待ち処」）に取り組む。

MaaS 推進事業	○ A デマンドタクシー導入実証実験 持続可能な公共交通を目指し、郊外部の移動手段の確保のほか、市街地部においても、交通結節点と周辺地域との接続をはじめ、子育て支援を目的とした他分野との共創を図るなど、市民の皆様の様々な移動ニーズを探りながら、他地域への展開につなげ、交通空白地域等の解消を図る。 ○ グリーンスローモビリティ社会実験 交通結節点との結節や中心市街地での高齢者・障がい者等の移動手段の確保により、“回遊性の向上”や“人流の増加”を図り、移動の側面から中心市街地の賑わい創出を図る。
移動等円滑化推進事業	○ バリアフリー実施計画の策定 R 5 年 6 月に策定予定である「バリアフリーマスタープラン」に基づき、バリアフリー化に向けた具体的な事業を位置づけた計画を策定し、各施設管理者等と連携しながら重点的にバリアフリー化を推進する。 ○ バス停ベンチ バス停にベンチを設置し、待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるとともに、公共交通の利用促進を図る。
自転車活用推進事業	○ 自転車の利便性向上を図るため、新水前寺駅高架下駐輪場の改修や交通結節点でのサイクル&ライドの推進、自転車走行空間の整備を行う。 ○ シェアサイクル実証実験の効果検証を行い、本格導入に向けた方針を検討する。
自転車の安全利用推進事業	○ 自転車の安全利用を促進するため、ヘルメットの着用推進に向けた施策を行うとともに、良好な都市景観の保全や歩行者の安全確保のため、放置自転車の解消に取り組む。

(住宅関係) 住生活基本計画推進事業 マンション適正管理支援事業 市営住宅長寿命化計画推進事業 市営住宅供給事業 【復旧・復興】 耐震化促進事業	○ 住生活基本計画改定準備 住まいを取り巻く様々な課題に対応した新たな住宅施策の展開を図るために策定した「熊本市住生活基本計画」の改定に向けた調査、分析を行う。 ○ 分譲マンションの管理適正化の促進 熊本市マンション管理適正化推進計画に基づき、マンション管理組合の自主自立による管理適正化の実現に向けた支援を行う。 ○ 市営住宅長寿命化計画改定 今年度改定を実施し、市営住宅の将来的な需要見直しを踏まえ管理戸数の適正化を図っていく。 ○ 市営住宅の長寿命化と機能保全の強化 これまで実施してきた外壁改修や屋上防水改修に加え、ライフライン改修（給水設備及び電気設備等）を実施することで、更なる施設の長寿命化と機能保全の強化を図る。 ○ 多様化する住宅困窮者への対応 必要性に応じた目的外入居（移住定住の促進やDV被害者対応等）の促進や定期募集・通年募集の確実な実施により住宅困窮者の救済に取り組む。 ○ 収納率の向上 住宅使用料、駐車場使用料の滞納者に対し、法的措置を含めた早期の対応を実施する。また、Web口座の周知による口座振替の推奨とともに、コンビニ収納実施に向けた検討を行う。 ○ 民間建築物耐震化促進に向けた支援策の活用促進 熊本地震において大きな被害が生じた戸建木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修の助成制度の活用促進を図る。熊本市耐震改修促進計画では、令和8年度までに戸建木造住宅の耐震不足をおおむね解消することを目指している。
---	---

市有建築物 ZEB（ゼブ）化推進事業	○既存公共建築物 ZEB（ゼブ）化方針の策定 既存公共建築物の長寿命化のための大・中規模改修工事に伴い、更なる省エネルギー化を図るための ZEB 化について事前に方針を定めることにより、効率的な推進を図る。 ZEB：Net Zero Energy Building の略称で、省エネと創エネにより建物で消費するエネルギーの収支を実質ゼロにすることを目指した建物のことをいう。
（土木関係） 道路交通対策推進事業	○「10 分・20 分構想」の早期実現 令和 3 年 6 月、県と本市は「熊本県新広域道路交通計画」を策定。本市中心部から高速道路 IC までを約 10 分、空港までを約 20 分で結ぶ「10 分・20 分構想」を掲げ、これを構成する新たな 3 つの高規格道路（熊本都市圏北連絡道路、南連絡道路、空港連絡道路）を位置づけた。現在、県と本市が中心となり概略ルート帯等の検討を進めており、今後、早い時期に、市民の皆様にご意見を伺う市民参画の段階にステップアップしていく。 ○広域道路ネットワークに関する国直轄事業への要望 以下の 4 路線の国直轄による早期実現を要望する。 ・中九州横断道路（熊本北～下硯川）の早期事業化、及び中九州横断道路（合志～熊本）の整備促進 ・熊本宇土道路の整備促進 ・有明海沿岸道路（熊本県側）の早期事業化 ・国道 3 号植木バイパス事業中区間（3-1 工区）の早期完成、未事業化区間（1 工区）の早期事業化
都市計画道路整備事業 道路整備課	○市街地の道路交通の円滑化や利便性、歩行者の安全性、住環境の向上並びに都市防災機能の強化を図る。 【国県道】 池田町花園線外 2 線、新町戸坂線、坪井龍田陳内線等の事業を推進する。 【市道】 花園上熊本線、池田町花園線外 1 線、パイン通り線等の事業を推進する。

幹線道路整備事業 道路整備課	○熊本市中心部のみならず周辺地域の幹線となる道路網を整備し、市民生活の安全性、利便性の向上を図る。 ・地域高規格道路である県道砂原四方寄線及び関連する県道池上インター線等の幹線道路の事業を推進する。また、国道501号（飽田バイパス）等の幹線道路の事業を推進する。
道路環境整備事業	○歩道整備や交差点改良、自転車走行空間の整備など、安全で快適な道路交通環境を確保し、人に優しい道づくりを行う。 ・無電柱化事業の推進 【国県道】 主要地方道 熊本高森線等 【市道】 二本木2丁目新大江1丁目第1号線等 ・交差点改良事業の推進 【国県道】 一般県道 四方寄熊本線（京町工区）等 【市道】 戸島6丁目戸島町第1号線等 ・歩道整備事業の推進 【国県道】 一般県道 熊本浜線等 【市道】 鹿子木町硯川町第1号線等 ・交通安全施設整備事業の推進 中央区新屋敷3丁目地区ほか2地区
道路橋梁維持補修事業	○橋梁などの道路施設の長寿命化など、効率的で適正な維持管理を推進する。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修事業の推進 【国県道】 しんあい橋 外12橋 【市道】 春竹町苗床1号橋 外41橋
道路橋梁防災対策事業	○災害から市民の生命財産を守り、被害を最小限に抑えるため、橋梁等の防災・震災対策を図る。

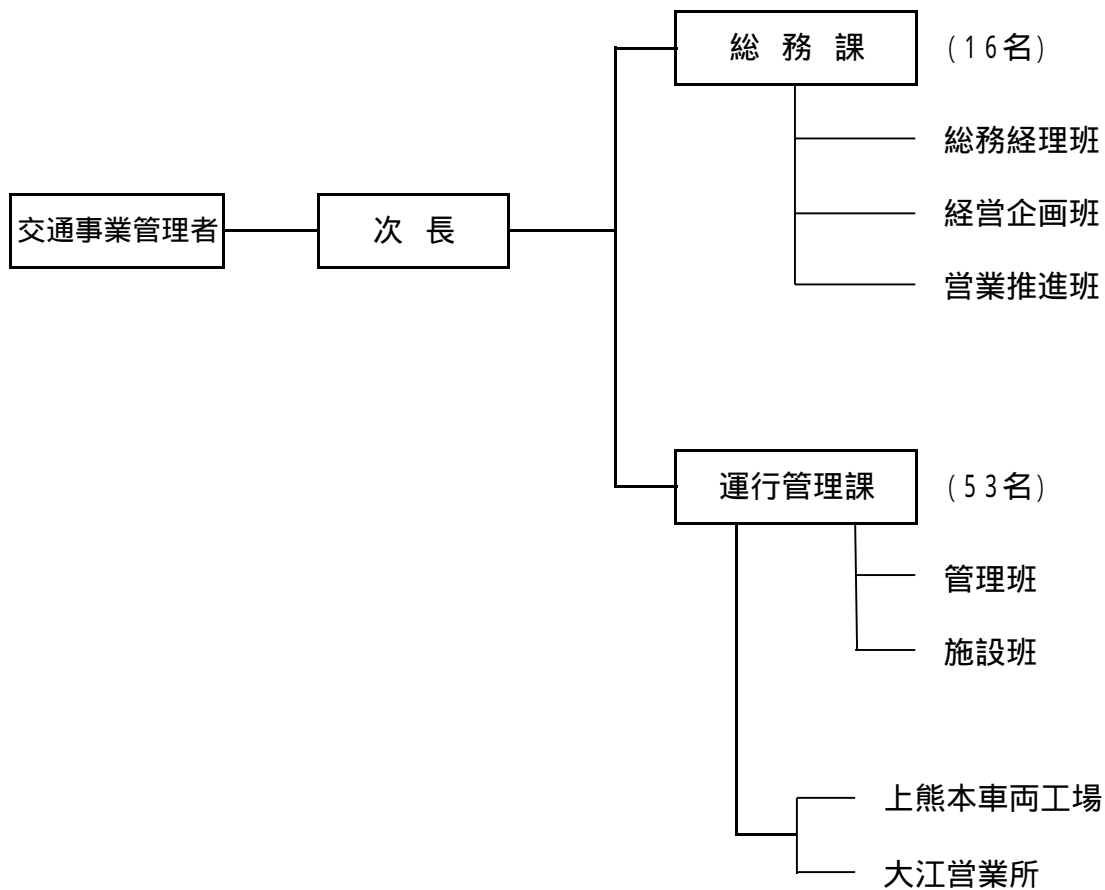
地籍調査事業	・ 橋梁耐震補強計画に基づく橋梁耐震補強事業の推進 白川橋 外 8 橋 ○ 市民及び公共の土地情報の保全、管理のため地籍調査を実施 ・ 地籍調査事業（熊本環状連絡道路計画区域） 北区大鳥居町外区域（0.67 k m²） ・（植木町）地籍調査事業（土砂災害特別警戒区域） 北区植木町清水・内区域（0.86 k m²） ・ 都市再生地籍調査事業（熊本西環状道路計画区域） 南区砂原町外区域（0.68 k m²）
河川整備事業等	○ 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減のための河川改修等を実施 ・ 広域河川改修事業 健軍川、藻器堀川、鶯川等を整備する。 ・ 総合流域防災事業 旧天明新川の河道を整備する。 ・ 浸水解消対策事業 野田地区の浸水対策事業を実施する。 ・ 公共下水道事業（雨水） 井芹川第 8・10 排水区他重点 6 地区の浸水対策事業を実施する。また、下水道浸水対策計画 2023 を策定し、新たに重点地区を選定して浸水対策事業を進めていく。 ・ 国、県管理河川の改修促進 白川改修（国・熊本県）や立野ダムの整備、緑川、加勢川（国）及び菊池川（国）等の改修促進を要望する。 ・ 流域治水の推進 流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」に取り組んでいく。

(森の都推進関係) 森の都推進事業	○ 緑の基本計画アクションプログラム事業 R 3 年 3 月に改定した「緑の基本計画」の緑化重点地区等(計 2 0 エリア)に関するアクションプログラムを策定し、地域や企業との協働による花と緑溢れるまちづくりを進めていく。 ○ 風格ある街なみ形成事業 街路樹や公園などの樹木管理に関する契約形態の見直しやガイドライン等の導入により、森の都にふさわしい風格ある街なみづくりを進めていく。 ○ 「くまもと花博 2 0 2 3 」の開催 昨年 3 月に開催した「第 3 8 回全国都市緑化くまもとフェア」の花とみどりへの関心の高まりを更に醸成させることを目的に「くまもと花博 2 0 2 3 」を開催するもの。 ・ 開催日 令和 5 年 1 0 月 2 8 日 (土) ~ 1 1 月 2 6 日 (日) ・ 開催エリア (3 か所) 街なかエリア・・・中心市街地一帯 水辺エリア・・・水前寺江津湖公園 まち山エリア・・・金峰山一帯 ○ 既存ストックを活用した緑の魅力向上 Park-PFI による民間活力導入などの新たな事業を推進するとともに、老朽化した公園施設の更新や改修、既存ストックの活用や再編といった事業をすすめることで、緑の魅力向上を進めていく。
-----------------------------------	--

交 通 局

交 通 局 組 織 図

令和5年(2023年)5月



職員数 192名

(内訳:職員 71名 再任用職員 12名 会計年度任用職員 109名)

都市整備委員会執行部名簿 交通局（5名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
交 通 局	1	交通事業管理者	古 庄 修 治	フルショウ シュウジ
	2	交通局次長	伊 藤 幸 喜	イトウ コウキ
	3	総務課長	吉 岡 秀 一	ヨシオカ ヒデカズ
	4	運行管理課長	松 尾 達 哉	マツオ タツヤ
	5	運行管理課副課長	荒 木 敏 雄	アラキ トシオ

常任委員会説明者5名

令和5年度（2023年度）事務分掌（交通局）

下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
総務課 16 名	(1) 局の組織に関すること。 (2) 局の経営会議に関すること。 (3) 局内の政策その他重要事項の総合的調整及び局内事務の連絡調整に関すること。 (4) 交通事業の総合的企画及び財政計画に関すること。 (5) 交通事業に関する統計、年報、諸調査及び資料の収集に関すること。 (6) 公印の管理に関すること。 (7) 条例及び規程の制定改廃に関すること。 (8) 職員の任用、服務、表彰その他身分取扱いに関すること（運行管理課の所管事項に係るものを除く。）。 (9) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）の任用に関すること。 (10) 職員の給与、退職手当に関すること。 (11) 労働組合に関すること。 (12) 職員の公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。 (13) 共済組合に関すること。 (14) 庁舎の管理及び庁内取締りに関すること。 (15) 安全衛生委員会の運営に関すること。 (16) 運賃の改定に関すること。 (17) 交通事業運営審議会に関すること。 (18) 局の広報に関すること。 (19) 予算の編成、管理及び調整に関すること。 (20) 決算に関すること。 (21) 企業債に関すること。 (22) 資金計画及び一時借入金に関すること。 (23) 現金、有価証券及び乗車券の出納保管に関すること。 (24) 土地建物の取得処分及び固定資産の総括管理に関すること。 (25) 物品の購入及び修理の契約に関すること。 (26) 不用品の処分に关すること。 (27) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関すること。 (28) 支払の審査及び執行に関すること。 (29) 貯蔵品の出納保管に関すること。 (30) 両替金に関すること。 (31) 交通局外側広告審査会に関すること。 (32) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関すること（運行管理課に係るものを除く。）。 (33) 運賃の審査払込みに関すること。 (34) 定期券等の発行に関すること。 (35) 広告等の契約に関すること。 (36) 遺留品の取扱いに関すること。 (37) ICカードの取扱いに関すること。 (38) 乗客誘致、その他営業推進に関すること。 (39) その他、他課に属しない事項。

令和5年度（2023年度）事務分掌（交通局）

下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
運行管理課 25 名 <u>上熊本車両工場</u> 10 名 大江営業所 18 名 合計 53 名	(1) 電車運行計画に関すること。 (2) 電車の配車、操車、運転、保安に関すること。 (3) 電車乗務員等の指導及び監督に関すること。 (4) 電車事故防止及び処理に関すること。 (5) 事故賠償に関すること。 (6) 所管に係る諸設備の建設、改良、補修、維持管理に関すること。 (7) 電車車両の諸検査に関すること。 (8) 受電、配電及び変電に関すること。 (9) 請負工事の契約及び監督並びに検査に関すること。 (10) 受託及び補助事業に関すること。 (11) 局内建物、電気、水道設備等の営繕に関すること。 (12) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関すること（電車の車内及び所管の営業所で販売したものに限る。）。 (13) 所属職員の服務に関すること。 (14) 報酬及び所属の会計年度任用職員の給与の支払に関すること。 (15) 所属職員の表彰者の推薦に関すること。 (16) 職員の被服の貸与に関すること。 (17) 交通事業安全推進委員会の運営に関すること。

事業名	事業概要
令和5年度(2023年度)重点事業	
軌道事業	○安全・安心な運行体制の確保 ・県庁入口交差点から商業高校前電停間等の老朽化した線路の更換を実施する。 ・昨年度一部車両に試験的に導入した接触防止用警告音付表示灯の全車両への拡大を検討するとともに、事故情報等の共有を図るため営業所に情報共有端末を設置するなど、安全・安心な運行に向けた設備の充実を図る。 ・危険箇所や注意事項をまとめた「ハザードマップ」を活用した乗務員向けの研修を行うとともに、監督職員による添乗監査の充実を図り、乗務員の安全意識の向上を目指す。 ○質の高いサービスの提供 ・令和6年度に導入を予定している、現行定員1.5倍程度の多両編成車両(2編成)の構体製作を行う。 ・あわせて、多両編成車両導入に伴い必要となる施設の改修(工場塗装場等)や、停留場の延長工事等を実施する。 ・新たな決済システム(顔認証)の実証実験や電停のバリアフリー化など、更なる利便性向上に取り組むとともに、令和6年度の開業100周年に向けた機運醸成に取り組み、利用者増につなげる。 ○経営基盤の強化 ・令和7年4月に予定している上下分離方式の導入に向け、昨年度実施した制度設計に基づき、導入に必要な軌道運送高度化実施計画を策定・申請する。 ・あわせて、令和6年1月を予定している上物事業者(一般財団法人)設立に向けた手続きを進める。